

令和2年度 小谷村教育委員会 2月定例会 会議録

◎開催日時 令和3年2月24日（水）

開会：16時00分

閉会：17時55分

◎開催場所 小谷村教育委員会 相談・応接室

◎出席者 教育長 山田 光美

教育長職務代理者 太田 久吉

教育委員 太田 明

教育委員 村越くに子

教育委員 片山 弥生

◎欠席者 なし

◎傍聴者 なし

◎職務のため出席した者 教育課長 鷺澤 美幸

◎説明のため出席した者 総務学校係長 齋藤 利浩

1 開 会 （16：00）

○教育長 令和2年度小谷村教育委員会2月定例会の開会を告げる。

2 日程の報告

日程第1 前回会議録の承認

○教育長 1月の定例会の会議録を事前にお送りしていますが、加筆訂正等ありましたでしょうか。

《訂正なしの声あり》 それでは、会議録については異議なしということで署名をお願いしたいが、よろしいでしょうか。

○出席委員 了解する。

日程第2 教育長事務報告

○教育長 （資料説明） 2月6日土曜日、役場職員の採用面接試験を行いました。3人採用の予定ですが、小谷村内から応募がなく、全員村外者となります。12日の取材対応というのは、英国大使のポール・マデンさんが、2月末で任期を終えて帰国されるということで、小谷小学校の児童が修学旅行でお世話になったこともあって、テレビ朝日の取材をZOOMで受けました。修学旅行で伺った時の大使館の様子などをお話しました。テレビ朝日を見られる地域では月曜日に放送されたそうです。長野朝日放送は独自に番組を作っているということで、長野朝日放送での放映はないようです。今日の午後、小谷中学校で「ふるさと講話」があり、タブレットを使い、オンライン会議サービスのGoogle Meetで講話を行いました。講師は、大網出身の梶谷 嶺さん、NTT東日本所属でボート競技の選手として活躍され、昨年10月で引退されたのですが、後輩である小谷中生徒全員に向けて、今まで自分が取り

組んできたことなどを、話してくれました。事務報告については以上です。ご質問、ご意見など、ありますか。

○全委員 なし。

日程第3 議案上程、説明、質疑、決定

- ・議案第3号 池の田グリーンスポーツの指定管理者の指定について
- ・議案第4号 小谷村営社会体育館の指定管理者の指定について
- ・議案第5号 小谷村認定こども園設置条例の制定について
- ・議案第6号 小谷村認定こども園管理及び運営に関する規則の制定について
- ・議案第7号 小谷村認定こども園に関する例規の改正について
- ・議案第8号 小谷村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- ・議案第9号 小谷村立小谷小・中学校職員服務規程の一部を改正する規程について
- ・議案第10号 令和3年度小谷村就学援助費支給者の認定について（新入学児童生徒学用品等購入費）

○教育長 議案第3号 池の田グリーンスポーツの指定管理者の指定についてです。これまでも、地元地権者の集まりであります池の田林野組合に指定管理をお願いしていますので、引き続き令和3年4月1日から3年間お願いするものです。指定を行った後の運営について管理棟は土倉のそば組合で、テニスコートの受付はホテルグリーンプラザ、キャンプ場は新村君がやっているキートスという会社が実質的に行う予定です。ご質問等ありますか。（なし） それではこの件についてお認めいただけますか。

○全委員 異議なし。

○教育長 議案第3号については、可決されました。議案第4号 小谷村営社会体育館の指定管理者の指定についてです。梅池地区会に指定管理者の指定をしたいという議案です。期間はこの4月1日から3年間です。こちらも今まで同様に、指定管理者の指定を行った後、梅池地区会から梅池駐車場運営委員会に再委託して運営する予定となっています。この件について、ご質問等ありますか。（なし） それではこの件について、お認めいただけますか。

○全委員 異議なし。

○教育長 議案第4号については、承認されました。指定管理については、3月の定例議会に議案提出して決定する事項です。続いて、議案第5号 小谷村認定こども園設置条例の制定について、関連がありますので、議案第6号 小谷村認定こども園管理及び運営に関する規則の制定について、教育課長に説明させます。

○教育課長 小谷村認定こども園設置条例の制定について、この条例は、小谷村保育園が長野県の認可を受け、令和3年4月1日から認定こども園となるにあたり必要な事項を定めるものであります。第1条趣旨、この条例は、小学校就学前の子どもに対する保育及び地域の子育て家庭に対する支援を行うため、児童福祉法や就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律で定める保育所型

認定こども園の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。第2条では名称、位置、定員を定めています。名称は「認定こども園 小谷村保育園」、場所は現在保育園のある場所「小谷村大字千国乙 3433 番地」定員は 80 名です。第3条では認定こども園が実施する事業について定めています。

第1号 認定こども園法第6条に基づく保育というのは、認定こども園法第2条第7項に規定する、満三歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育のことです。第2号 認定こども園法第2条第12項に規定する子育て支援事業のうち教育長が必要と認める事業というのは、地域の子どもの養育に関する各般の問題につき、保護者からの相談に応じ必要な情報の提供及び助言を行う事業、保護者の疾病その他の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった地域の子どもに対する保育を行う事業です。第3号 前2号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める事業と定めています。この内容につきましては、今までの保育園が行っている内容と何ら変わるものではありません。以下、入園の資格、申し込み、入園の制限、入園の解除、保育料について定め、第9条に委任としてこの条例に定めるもののほか、必要な事項は規則で定めるとします。

附則では、この条例は令和3年4月1日から施行すると定めているほか、保育料に関する経過措置として、第8条第1項の規定はこの条例の施行の日前に在園した者の保育に係る保育料等については、なお従前の例による。また、準備措置として入園等の手続きなどの準備行為は、条例施行日前においても行うことができるとしており、既に入園の手続き等準備を進めているところです。なお、この条例を制定することによって、従前の小谷村保育園設置条例は廃止します。

続いて、議案第6号 小谷村認定こども園管理及び運営に関する規則の制定についてです。この規則は、議案第5号で制定する小谷村認定こども園設置条例の規定に基づき、認定こども園小谷村保育園の管理及び運営について、必要な事項を定めるものです。第2条では、認定こども園の職員及び職務について、第1項として園長、主任保育士、保育士、栄養士、調理員、嘱託の医師を置くことと定めています。第2項から第6項まで、それぞれの職員は、上司の命を受けて職務を行うこと。第3条では認定こども園の休日について定めています。第3号のその他教育長が必要と認めた日というのは、夏休みや臨時休業などを指します。第4条開園時間、認定こども園の開園時間は、午前7時30分から午後6時30分までで、児童は認定区分ごとに定められた利用時間の範囲で保育を受けることになり、認定区分ごとの利用時間を第5条で定めています。第6条では入園の申し込みと入園の可否の決定、第7条では退園について、第8条は預かり保育、第9条は延長保育について定めています。第10条保育料は、別表に定める額となりますが、令和元年10月から3歳以上の児童の保育料と3歳未満の低年齢児のうち生活保護法による被保護世帯と村民税が非課税となっている世帯の保育料は無料となっており、保育料の変更はありません。第11条から第13条まで健康管理、非常災害時の措置、簿冊の備付について定め、第14条で、この規則に定めるもののほか、認定こども園の管理及び運営に関し必要な事項は、園長が教育長の承認を得て定めるとしています。附則では、規則の施行期日を令和3年4月1日とし、小谷村保育園管理及び運営に関する規則は

廃止すると定めています。説明は以上です。

- 教育長 5 ページ別表の保育料の額ですが、従前どおり額の変更はありませんし、低年齢児については小谷村独自の保育料設定をしており、大北管内では一番低い金額となっています。2 議案同時に説明しましたが、ご質問等ありますか。
- 太田久吉委員 規則第 2 条で、認定こども園に次の職員を置くという中に、幼稚園教諭の記載がないのですが、置かなくても良いということですか。
- 教育課長 保育所型認定こども園ですので、3 歳以上児童の保育にあたる保育士は、保育士免許と幼稚園教諭の免許の両方を持っていることが望ましいとされていますが、幼稚園教諭の配置までは必要ありません。
- 太田久吉委員 規則第 7 条に退園について書いてありますが、(3) に退園又は休園させることが適当と認められるときとあるのは、言い換えるとあらゆることで退園させることができるということになりますが・・・。
- 教育長 園運営に多大な支障があるような親御さんや子どもさんの場合ということになると思います。
- 太田久吉委員 保育料を納めない場合は退園ということになりますか。高校の場合、授業料の滞納があり、事務の職員は大変な苦勞をしています。小谷村ではどうでしょうか。
- 教育長 未納の状態が続くようだと、退園していただくこともあるかと思います。小谷村の場合、保育料、小学校・中学校の給食費ともに滞納者はいません。他にご質問はありますか。
- 片山委員 保育園の開園時間が、午前 7 時 30 分から午後 6 時 30 分までと、とても長いのですが、同じ保育士さんがずっと勤務しているということですか。
- 教育長 保育士の勤務時間は 1 日 7 時間 45 分です。早番・遅番があり、また、延長保育のみのパート勤務の保育士などをお願いしてシフトを組んでいます。
- 片山委員 保育士の人数的には、十分足りているのですか。
- 教育長 ギリギリの状態です。小谷村ではパート勤務を含めて働いていただける保育士が少なく、苦慮しています。
- 太田久吉委員 保育料の表にある 1 号認定 2 号認定 3 号認定の内容はどこに出てきますか。子どもを預ける親は、どこを見てうちの子は何号認定かということ判断するのでしょうか。
- 教育課長 認定基準は、国の子ども子育て支援法で定めていますので、認定こども園の条例や規則には規定がありません。保育の必要性の認定に関する規則で規定しています。
- 教育長 「認定こども園のしおり」を園長が分かりやすく作ったので、それを見ていただいたり、来入見説明会の際、お話しすることで分かってもらえると思います。他に質問がなければ、議案第 5 号、議案第 6 号についてお認めいただけますか。
- 全委員 異議なし。
- 教育長 議案第 5 号並びに議案第 6 号については、可決されました。議案第 7 号小谷村認定こども園に関する例規の改正について、教育課長に説明させます。
- 教育課長 議案第 7 号ですが、今回認定こども園の設置や運営に関する条例と規則

が制定されたことで、関連して改正が必要になった規則・要綱訓令などが 16 件あります。関連がありますので、まとめて一つの議案として提案させていただきました。

小谷村組織規則の一部を改正する規則です。第 4 条 公の施設の設置に保育園と記載されています。保育園は、保育所型認定こども園となることで、教育委員会の所管となりますので、小谷村組織規則から削除します。

小谷村教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則です。次ページの新旧対照表で説明します。第 3 条 事務分掌、第 2 号社会教育係のア 幼児、青少年、婦人、成人の社会教育及び生涯学習並びに人権教育に関すること。から「幼児、青少年、婦人、成人」を削除します。第 3 号保育園、ア 保育園の管理及び運営に関すること。の「保育園」を「認定こども園」に改め、第 4 号子育て支援係に「ウ幼児教育・保育に関すること。」を加えます。第 5 条の見出し及び本文中の「保育園」を「認定こども園」に改め、「小谷村保育園管理及び運営に関する規則（平成 13 年小谷村規則第 14 号）」を「小谷村認定こども園運営及び管理に関する規則（令和 3 年小谷村教育委員会規則第〇号）」に改めます。

小谷村教育委員会教育長に対する事務委任規則等の一部を改正する規則、村が公布する規則ですが、1 条 2 条の条建てにより二つの規則を同時に改正するものです。第 1 条 小谷村教育委員会教育長に対する事務委任規則の本則中、第 2 条 小谷村事務処理規則の別表第 7、それぞれ「保育園」を「認定こども園」に改めます。

小谷村教育委員会教育長事務委任規則等の一部を改正する規則、こちらは教育委員会規則ですが、前の規則と同様に二つの規則を同時に改正するものです。第 1 条 小谷村教育委員会教育長事務委任規則第 1 条第 2 号及び第 8 条、第 2 条 小谷村就学相談委員会規則第 3 条第 2 項第 4 号、それぞれ「保育園」を「認定こども園」に改めます。

次に、小谷村認定こども園の保育料の減免に関する規則の制定です。第 1 条目的として、認定こども園設置条例の規定に基づき、保育料の減免に関する事項を定めるとしてしています。第 2 条では減免の申請、第 3 条では減免又は免除の要件を定めています。中でも第 3 項では災害や積雪などで登園できない場合の減免を定めています。第 4 条では減免率を定めており、一カ月のうち 23 日以上登園できなかった場合は全額減免となります。減免申請書と減免決定通知書を様式で定めています。今回の例規改正に共通して、様式の申請者の欄に「印」という記載をなくしました。国でも押印の廃止が進められていることから、押印は求めず署名で可とすることとしました。次ページですが、この規則を制定することによって、小谷村保育園の保育料の減免に関する規則は廃止します。

小谷村保育の必要性の認定に関する規則の一部を改正する規則です。「小谷村認定こども園管理及び運営に関する規則第 6 条で、入園申し込みは小谷村保育の必要性の認定に関する規則に規定する教育保育認定申請書を提出した保護者のうち、認定こども園の入園を希望する者を申込者とする」と規定したことから、様式第 1 号は入園申し込みを兼ねる形で改正します。そのため、第 4 条の申請書の名称を改めるものです。様式第 1 号中宛先が小谷村長と小谷村教育長の 2 段になっているのは、

その下の「申請します」という記述が2段になっているのと連動します。小谷村認定こども園に入園を希望する保護者は、小谷村教育長に対して教育・保育給付認定の申請と合わせて入園の申し込みを行いますので、宛名の「小谷村長様」を消して申請します。幼稚園に入園を希望する保護者は、小谷村長に対して教育・保育給付認定を申請しますので、題名の「兼 認定こども園小谷村保育園入園申込書」と宛名の「小谷村教育長様」2行目の「併せて、認定こども園 小谷村保育園への入園を申し込みます。」を消して申請することになります。

小谷村一時保育事業実施要綱の全部を改正する要綱です。認定こども園となることで「一時保育」が「一時預かり」となるため、題名を「小谷村一時預かり事業」に改めます。第1条 趣旨、一時的または緊急な保育需要に対応するため、児童福祉法に規定する一時預かり事業を実施するにあたり必要な事項を定めるものです。第2条 対象児童は、小谷村に居住し認定子ども小谷村保育園に入園していない1歳から就学前までの児童とします。実施場所は、小谷村認定こども園です。利用時間は午前8時から午後5時まで、利用したい方は、事前に申し込みが必要となります。第7条で利用料を定めていますが、これまでは利用料を一日単位で設定しており、3歳未満児は1日につき2,800円、3歳以上児は1日につき1,400円となっていたのを1時間利用と1週間利用の2種類に変更します。3歳未満児ですと8時から5時までの9時間預けると2,700円で100円安くなる計算です。また、1週間利用した時は2,800円×5日で14,000円だったのが5,000円とかなり安くなります。

○太田久吉委員 一時預かりの料金ですが、3歳未満児を1日預けると9時間で2,700円、2日預ければ1週間利用の料金を超えてしまうことになり、とても差が大きいので、3日預ければ済むのだけれど1週間預けてしまおうということになるのではないのでしょうか。

○教育課長 今まで、1週間預けるというケースはあまりなく、お母さんや家族の通院などで1日か2日というケースがほとんどでした。ただ、これまでは満1歳になった次の4月まで入園できないことになっており、子どもが満1歳になったので働きたいというご家庭は一時保育を利用する以外に方法がなく、月20日預けた場合、一時保育料が56,000円ということになっていました。4月からは満1歳になった翌月から入園できることに変更しましたので、満1歳になって翌月までの数週間について対応することを考えて1週間利用という料金設定をしました。ご家族の病気などで3日間預けたいというケースも出てくるかと思いますが、臨機応変に3日預かったとしても1週間利用の料金をいただくという考え方で良いのではないかと思います。

○教育長 子育て支援を考えると、安い方の金額を採用するというのではないのでしょうか。

○村越委員 申請書は保育園に提出するのでしょうか。

○教育課長 はい。保育園に出していただき、園長は保育士の増員が必要かを判断し、必要な場合はパートタイムの保育士を手配します。

次に、小谷村認定こども園通園費補助金交付要綱の制定、教育委員会告示です。この要綱は、認定こども園の児童の通園に関し保護者の経費の軽減を図るため、予

算の範囲内において補助金として交付することについて定めるものです。補助対象となるのは、認定こども園に通園する3歳未満の児童のうち通園距離が片道4キロメートル以上で自家用車又はタクシーを利用している者、及び教育長が特に認めた者となります。3歳未満のお子さんの場合、補助員が乗車している柵池線や小谷線の通園バスでないと乗車することができませんし、ご家庭で送迎している児童がほとんどです。その経費を補助するものです。通園距離を燃料換算して、通園日数に応じて補助します。別記様式は、交付申請書ですが、補助金請求書を兼ねていますので、提出先は村長宛になっています。

従前の小谷村保育園通園費補助金交付要綱については、小谷村告示のため、別に廃止する要綱を定めます。

次に小谷村保育園専門指導員設置要綱の廃止についてです。平成13年当時、専門指導員を配置する制度があったようですが、現在、専門指導員は県からの派遣で指導に来ていただくということで、村の要綱は必要なくなっています。認定こども園になるのを機に要綱を廃止するものです。

小谷村保育園健康管理規程の廃止です。この規程には、健康診断に関することやインフルエンザ等で出席停止となった場合のことなど、細かく定めているのですが、児童の健康管理については、厚生労働省の告示「保育所の保育指針」に定められており、様式などは国の様式を使用しているため、村の規程は廃止するものです。全国的に見てもこの内容の例規を定めている自治体は、ほとんどありません。

おたり学校園運営委員会設置要綱の一部改正です。第2条、運営委員会の目的の中「小谷村保育園」を「小谷村認定こども園」に改めるものです。

小谷村非公開とすることができる公文書の運用基準の一部改正については、第3条に規定する公開をしないことができる公文書の表の「3個人の心身に関するもの」の中で、「保育園入園障害児台帳」「保育園児童病欠欠席状況調査結果」の2件について保育園に確認したところ、どちらの台帳も保有していないことが判明しましたので、表から削除します。「6個人の財産等に関するもの」の中で、「保育園入所申請書」を「教育・保育給付認定申請書兼認定こども園小谷村保育園入園申込書（施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書）」に改めるものです。

小谷村公用車両の管理と運営に関する規程の一部改正です。第2条の用語の意義、課等の長の記載の中から「保育所長」を削除し、「教育長」を「教育課長」に改めます。

小谷村保育園の会計年度任用職員に関する規程の一部改正です。まず、題名を「小谷村認定こども園会計年度任用職員に関する規程」に改めます。第1条は、この規程の基となる例規「小谷村保育園管理及び運営に関する規則」を「小谷村認定こども園管理及び運営に関する規則」に改めるほか、第2条、第3条、第4条は「小谷村保育園」が「小谷村認定こども園」になったことで字句等を改めるものです。

議案第7号の説明は以上です。

○太田久吉委員 名称についてですが、「小谷村認定こども園」と「認定こども園小谷村保育園」の両方が出てきますが、正式にはどちらでしょうか。

- 教育課長 小谷村の幼児保育制度の名称が「小谷村認定こども園」、施設の名称が「認定こども園 小谷村保育園」となります。
- 教育長 ボリュームがある議案ですが、ご質問はありませんか。 (なし)
それではこの件についてお認めいただけますか。
- 全委員 異議なし。
- 教育長 議案第7号については、可決されました。 議案第8号を課長に説明させます。
- 教育課長 議案第8号 小谷村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてです。別表中、「就学指導委員会の委員」という記載があります。就学指導委員会については、早期からの教育相談や支援、就学先の決定を目的とした委員会だったのですが、現在はそれのみに限らずそのの一貫した支援・教育相談の場として「就学相談委員会」に変わっています。小谷村でも就学相談委員会として活動していますが、条例の改正を失念しておりましたので、改めるものです。「山村留学振興委員会」の行の削除については、委員会がすでに存在しませんので、削除するものです。学校医の項目中、薬剤師の報酬の規定があります。現在は年額50,000円ですが、70,000円に改めるという内容です。学校薬剤師の業務としては、学校環境衛生基準による指導と検査を行うのですが、新たに「空間の浮遊粉じん検査」が加わり、また、プールの水質検査箇所が増えたこと、教室の換気や保温に関する指導を行うなど、学校に出向く日数が増えていることから、大北学校薬剤師会からも報酬増額の要望書が提出されています。北安曇郡内4町村で足並みをそろえ、20,000円増額の70,000円としたいという改正です。
- 教育長 説明が終わりました。ご質問はありませんか。
- 村越委員 薬剤師さんは、普段は学校にはいませんが、よそから来るのですか。
- 教育課長 薬剤師会で割り振りをしていると思います。小谷小学校は、神城駅前のフジノヤ薬局の横川さん、小谷中学校は、太田薬局の薬剤師さんで山本さんをお願いしています。
- 太田久吉委員 大町市には小学校も中学校もたくさんありますが、1校に一人薬剤師がいて、一人につき70,000円払うということですか。
- 教育課長 大町市は、県立学校と同額の年110,000円です。ただし八坂は人数が少ないので、小学校・中学校ともに半額の55,000円だそうです。県内でも、市は県立学校と同額になっているところがほとんどだと思います。
- 教育長 他にご質問はありますか。 (なし) それではこの件についてお認めいただけますか。
- 全委員 異議なし。
- 教育長 議案第8号については、可決されました。つづいて、議案第9号を課長に説明させます。
- 教育課長 議案第9号 小谷村立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規程です。この改正は、会計年度任用職員制度が始まった時点で改正しなければならなかったものです。第20条 営利企業等の従事許可についてです。とても分かりにくいのですが、短時間勤務の再任用職員とフルタイム会計年度任用職員以外の非常勤職

員を除く職員は、営利企業等に従事するときは教育委員会に許可願を提出しなければならないという内容です。つまり、正職員、再任用職員、短時間勤務再任用職員、フルタイム会計年度任用職員は、許可願を提出して認められなければ、給料が発生する他の業務につくことはできないということです。非常勤職員のうち、パートタイム会計年度任用職員、臨時的任用職員、嘱託職員、行政委員は、許可願を出す必要はないという内容です。

○教育長 難しい内容ですが、ご質問はありませんか。(なし) それではこの件についてお認めいただけますか。

○全委員 異議なし。

○教育長 議案第9号については、可決されました。続いて議案第10号 令和3年度小谷村就学援助費支給者の認定についてです。就学援助費は、通常ですと6月以降に認定して支給するのですが、新入学の準備品等に係るお金を、必要な時期に使えるようになるべく早く支給しようということで、早期支給の制度を設けています。

【以下非公開】

【以下公開】

○教育長 議案については以上です。

日程第4 報告及び協議事項

○教育長 続いて、報告及び協議事項について、小谷中学校3年生の進学状況についてです。3年生17名のうち前期選抜で10名が決まっています。7名は後期選抜で受験します。

○太田久吉委員 深志高校を受験する生徒は、私立も併願していますよね。

○教育長 この生徒は併願ではありません。深志高校一本だそうです。長野吉田高校を受ける生徒が併願受験です。

続いて、児童・生徒の様子については、これまでご報告してきたとおり、特に変わったことはありません。

【以下非公開】

【以下公開】

令和2年度英語検定の結果について、平成30年度から小谷中学校の生徒に対して英検補助ということを行って3年目になります。資料のとおり、受験する生徒が増えていますし、受験する級も上がっていることがわかります。加藤校長先生から、考察を記載してもらいました。昨年度からの経過で全体の6割程度が必ず受験するということが定着してきた。これは、級の未取得者が減っているということになります。令和2年度は延べの受験者が増加し、特に2回以上の受験者が増えて

いる。また、3年生の受験者が大幅に増加したことが大きい。令和3年度に向けて引き続き受験料の補助をよろしくお願ひします。今後も年度当初から受験の推奨、第1回第2回の受験者数増加に学校として努めていきます。級を取得することで内申書に記載する自己アピールの部分が増えます。小5小6の英語が正式に教科となりました。それに伴い、今後は小学生の英検受験についても対応の在り方を検討していても良いのではないかとというのが校長先生のコメントです。個人的には、小学校の段階から、あまり詰め込んでいくのはどうかと思ひていますが、今後検討していきたいと思ひます。英検以外にも、今年、小学生で漢字検定を受けさせて欲しいという申し出もありました。他に算数検定もありますので、英検以外にも、目を配る必要があると思ひます。この件について、質問などありませんか。

○太田久吉委員 今年度、白馬高校の生徒で準1級に6人合格したと聞きました。その生徒たちは、中学校の時の英語の成績が特によかつたわけではなく、白馬高に来て伸びた生徒だそうです。

○教育長 級のレベルの話をしてますと、5級は中学初級程度、4級は中学中級、3級は中学卒業程度、準2級が高校中級程度、2級は高校卒業程度となっています。中学生ですと、3級が取れば上出来ではないかと思ひます。他にご意見などはありませんか。 (なし)

それでは、次に当面の行事予定です。資料No2をご覧ください、太田職務代理と表示のある行事の他は、教育委員さん全員の出席をお願いするものです。3月18日、小学校・中学校卒業式、来賓は8名程度に絞っています。中学校は全学年出席、小学校は高学年の4・5・6年は出席、低学年は教室でモニターを見るリモートでの参加とします。入学式も同様です。教育委員さんは全員出席していただきたいので、予定してください。保育園の卒園式・入園式については、会場が狭いので、来賓は村長と小学校長のみとし、教育委員さんもご遠慮いただくこととしました。

4月12日は、9時から拡大校園長会を開いて、保・小・中の1年間の計画や取り組みを聞き取ります。11時から、それらを承認する教育委員会を開催します。午前中で終了しますので、出席を予定してください。

今晚7時からおたり学校園運営委員会を開催します。村民の皆さんにもこんな活動をしているということを知っていただきたいので、ケーブルテレビの取材が入りますのでご了解をお願いします。

日程第5 自由討議

○教育長 自由討議です。委員の皆さんから、話題にしたいことなど、ありますか。話題がないようでしたら、以上とします。

日程第6 次回委員会の開催予定

○教育長 次回の教育委員会は、3月23日火曜日午後4時30分からで、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○全委員 一同了承する。

3 閉 会

○教育長　　以上で本日の会議事項は全て終了しました。これで令和２年度小谷村教育委員会２月定例会を閉会とします。ありがとうございました。

(17 : 55)